積水化学工業取締役専務執行役員 企業行動・SDGs委員会企画部会長

上脇太



尊重する経営を行う」を新設した。年に改定し、第4条「すべての人々の人権をている行動原則「企業行動憲章」を2017

一方、2020年夏に実施した「企業行動 高章に関するアンケート調査結果」で、ビジネスと人権に関する取り組み状況について実 態把握を行ったところ、指導原則に基づいて 態把握を行ったところ、指導原則に基づいて 態地握を行ったところ、指導原則に基づいて を業が64%となった。その後、2021年秋 に経済産業省と外務省が実施した「企業行動 のサプライチェーンにおける人権に関する取 のサプライチェーンにおける人権に関する取

> が残る状況である。 となっていることから、一定の進展がみられとなっていることから、一定の進展がみられるものの、指導原則の周知・実践ともに課題となっていることから、一定の進展がみられる状況のアンケート調査結果」では、人権デ

で、指導原則の周知を図り、ビジネスと人権に関する企業の自主的な取り組みを推進するため、企業行動憲章 実行の手引き「第進する経営のためのハンドブック」を策定した。実行の手引きは、主に経営トップに向けて、た。実行の手引きは、主に経営トップに向けて、人権への取り組みの重要性を理解し、実践するうえで必要な事項を記載している。ハンドるうえで必要な事項を記載している。ハンドるうえで必要な事項を記載している。ハンドるうえで必要な事項を記載している。ハンド

紹介する。

紹介する。

本稿では、ハンドブックの内容から、指導
本稿では、ハンドブックの内容から、指導

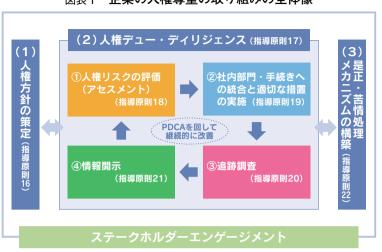
人権尊重の取り組み指導原則が求める

り組む必要がある(図表1)。任」を果たすため、概して、以下の3つに取任」を果たすため、概して、以下の3つに取

②人権デュー・ディリジェンスを実施するントを表明する(指導原則16)。

(指導原則17~21)。

企業の人権尊重の取り組みの全体像 図表 1



または努力」という意味を持つ。 資や企業買収に際して「相手企業の価値や潜 リジェンスを実施する必要がある。 る可能性(人権リスク)を特定、 られている。そこで、 回避・軽減するために相当な注意を払う行為 でも使われているが、 対処し、説明するために、人権デュー 在的なリスクを調査・評価すること」 **゙゙デュー・ディリジェンス」とは、** 人権に負の影響を与え 本来は、 防止、 「負の影響を 不動産投 の意味 軽減、 ディ

侵害しない(負の影響を与えない)ことが求め

企業は、

自らの事業活動に関連して人権を

(3) 自社が人権に関する負の影響の原因となっ

備する(指導原則22)。

是正を可能とする苦情処理メカニズムを整 た、或いは助長したことが判明した場合に、

また、 ジメントを行い、 実施、 として、 重要である。 ②社内部門・手続きへの統合と適切な措置の スを通じて、ステークホルダーとのエンゲー 人権デュー・ディリジェンス」のプロ 人権デュー・ ③追跡調査、 ①人権リスクの評価(アセスメント)、 実効性を高めていくことが ディリジェンスのプロセ ④情報開示が求められる。 セス

①人権リスクの評価(アセスメント) 以下、各ステップについて紹介する。

価する。 関与する可能性のある顕在的または潜在的な **人権への負の影響(人権リスク)を特定し、** 第1のステップでは、企業活動を通じて、 評

まず、

事業領域や取引先に対して、

大枠の

響の深刻さという観点から、 め、 る場合など、全体に対して一斉にデュー・デ 見取り図を描き、そのうえでリスクを特定す 先付けすることを推奨している。 ィリジェンスを行うことは現実的に難しい その際、 自社にとっての重要性と人権への負の サプライチェーンが広範にわた 人権リスクを優

継続的かつ定期的に評価することが重要である。 ②社内部門・手続きへの統合と適切な措置 また、人権を巡る環境は常に変化しているため、

の実施

画を策定し、 負の影響の原因となったり、助長する活動に ら得られた結果を、 防止、軽減するために、 潜在的な負の影響を防止・ 応じて是正措置を実施する。また、 セスに反映し、適切に措置する。そのうえで ついては、 第2のステップでは、 活動の停止・軽減に努め、 実施する。 関連する内部機能やプ 人権への負の影響を 人権リスクの評価 軽減するための 将来的 必要に 口

助長している場合は、 プロセスで関係する取引先に対しても、 先が負の影響またはリスクの原因となったり の尊重の姿勢を求めていく必要がある。 このステップでは、社内だけでなく、 人権への影響の深刻さ 調達

2022 • 5

めていく。 影響力の行使に努め、停止・軽減、是正を求取引関係の性質などを考慮しながら、適切な

③ 追跡調査

4情報開示

第4のステップでは、デュー・ディリジェな負の影響を特定し対処するために行った活な負の影響を特定し対処するために行った活動などに関して、サステナビリティ報告書や動などに関して、時祖のホームページなどを活用して、適切な情報を開示する。その際、自社して、適切な情報を開示する。その際、自社の影響に関しては、影響を受けた人々がアクの影響に関しては、影響を受けた人々がアクの影響に関しては、影響を受けた人々がアクロとなったり、助長している人権への負が原因となったり、助長している人権への負が原因となったり、関在的または、デュー・ディリジェ

人権の取り組み積水化学グループにおける

―人権方針の制定

又機に本格的に開始した。 「は本格的に開始した。 とをご紹介したい(図表2)。当社グループは が、ライフライン」「住宅」の3つのカンパ による事業を展開している。人権の取 り組みは、CSR中期計画(2017~20 り組みは、CSR中期計画(2017~20 り組みは、CSR中期計画(2017~20 り組みは、CSR中期計画(2017~20 り組みは、CSR中期計画(2017~20 のまと人権」を課題として抽出したことを がネスと人権」を課題として抽出したことを とをご紹介したい(図表2)。当社グループは

ることを宣言している。わゆる人権デュー・ディリジェンスを実施す

がアクセス可能な仕組みの構築を検討してい 象とした通報制度をグローバルで導入してい るが、今後は、より幅広いステークホルダー るが、今後は、より幅広いステークホルダー るが、今後は、より幅広いステークホルダー

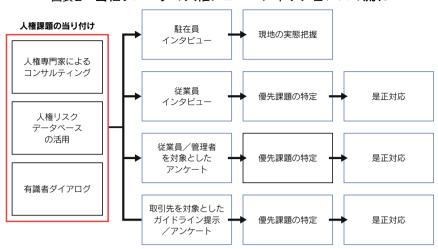
―人権デュー・ディリジェンスに関する

の取り組みの一部をご紹介したい

ここからは、人権デュー・ディリジェンス

い 特性上、国内においては移住労働者に関するい 特性上、国内においては移住労働者に関する海外有識と、者 (デンマーク人権研究所、国連開発計画の 9年から実施している人権研究所、国連開発計画と、者 (デンマーク人権研究所、国連開発計画と、者 (デンマーク人権研究所、国連開発計画を表)との対域に関するのといては移住労働者に関するか

図表2 当社グループの人権デュー・ディリジェンスの流れ



善すべき課題を特定している。 工場内の案内文の多言語化の必要性などの改大きな人権リスクは見受けられなかったが、ンタビューをし、労働環境を確認した。結果、ンタビューをし、労働環境を確認した。結果、

え、

 $\frac{2}{0}$

9年には対象エリアの駐在員への

2020年には現場の声

を聞

人権リスクが高いとの指摘を受けた。

のうち、

特に移住労働者が多い事業所に勤務

これらの結果と専門家のアドバイスを踏ま

インタビュ

く人権インタビューを実施。

国内生産事業所

労働者の就労環境や宗教的な慣習の尊重、 されたタイ、 グルー 優先度が高い人権課題と捉えて、 アジア、 従業員の認識ギャップが大きいリスクを対応 アンケートを実施した。 従業員(直接雇用者161 八権に対する深刻度が高 そして、 |および日本の移住労働者(49人)に対して 上述のリスク分析の結果リスクが高 プ会社 オーストラリア)のマネジメント層 2021年には調査範囲を広げ、 中国、 所在の全エリア(北中米、 インドにある生産拠点の 結果評価の際には、 いリスク、 間接雇用 国内の移住 管理者と 欧州 者 31

する取り組み状況をCSR調達アンケートで達方針に基づき、人権配慮、環境保全等に関なお、取引先に対しては2007年から調

施している。

れるエリアや拠点の実態調査と是正対応を、

本社或いはエリア統括会社連携で実

昇進時の差別等を抽出。

それらが散見さ

準に満たない取引先に対しては改善の 署名を依頼するとともに、 確認しているが、 れを行うとともに、 イヤー500社にガイドラインの な調達ガイドライン」 トもガイドラインの内容に合わせて改定し 今後はアンケー 2021年には その実施を協働で進め 1 を策定し、 結果をもとに、 CSR調達アンケ 遵守および 持続可 次サプ 申し入 調達基

実施にあたっての留意点

意点は、 との 題の る。 び是正を図っていくためには、 今後、 断するのではなく、 そして取引先を中心とするステー 動への統合、 を定期的に実施し助言を受けたりしてい ティングを受けたり、 人れることが肝要と考え、 することである。 人権デュー・ 協働 深刻度という観点から課題の優先付けを 人権に対する負の影響の未然防止お が一 事業に対するリスクの 層必要になってくると考えて 組織横断的な推進体制の ディリジェンス実施の そのためには、 被害者が直面する人権 有識者とのダイアロ 専門家のコンサ 既存部署の 大小だけで ウホル 社外視点を 、整備、 際 . کم 0)